



市の財政状況をお知らせします

平成26年度予算(前年度からの繰越を含む)における収入と支出の状況(平成27年3月31日現在)

会計	予算額(A)	収入		支出	
		金額(B)	割合(B/A)	金額(C)	割合(C/A)
一般会計	490億1,674万円	408億2,861万円	83.3%	433億8,035万円	88.5%
特別会計	298億9,723万円	224億6,340万円	75.1%	273億5,138万円	91.5%
合計	789億1,397万円	632億9,201万円	80.2%	707億3,173万円	89.6%

市債・基金の状況(平成27年3月31日現在)

会計	市債現在高	基金現在高
一般会計	556億2,225万円	119億3,506万円
特別会計	243億5,848万円	30億762万円
合計	799億8,073万円	149億4,268万円

水道事業の収入と支出の状況

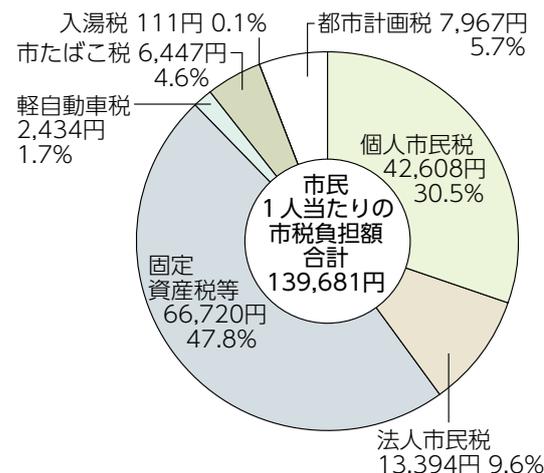
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

収入	27億2,574万円
支出	29億6,188万円
差引	△2億3,614万円

平成27年度予算の市税内訳

市税の種類	予算額
個人市民税	41億8,790万円
法人市民税	13億1,652万円
固定資産税等	65億5,794万円
軽自動車税	2億3,919万円
市たばこ税	6億3,370万円
入湯税	1,090万円
都市計画税	7億8,306万円
合計	137億2,921万円

市民1人当たりの市税負担状況



※人口は98,290人で計算しています。

☎財政課 ☎0848・67・6028
 水道部管理課 ☎0848・64・2279

☎観光課築城450年事業推進担当室
 ☎0848・61・0450
 FAX 0848・61・0451



開所時間 8時
 30分～17時15分
 (土・日曜日、祝日を除く)

番号) 具体的な計画立案などの事務を担当します。ところ ペアシティ三原西館1階(城町一丁目2番1号)

事務所では、事業についての情報発信のほか、

「観光のまち、三原」の実現をめざしています。

平成29年に三原城築城450年を迎えるに当たり、昨年11月に市と経済・観光・市民団体などが一体となり、「瀬戸内三原築城450年事業推進協議会」を設立し、この事業を契機に「観光のまち、三原」の実現をめざしています。

所を開設しました。

業推進担当室」の事業

を記念した事業を担当

する「築城450年事業

事務所がオープン



三原城築城450年



市内5カ所にオープン 認知症カフェで交流しませんか？

認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる認知症カフェが、市内5カ所に開設されました。コーヒーやお茶を飲みながら、楽しい時間を一緒に過ごしませんか。人とのつながりが広がると、認知症や介護の悩みが和らぐかもしれません。

認知症カフェとは？

認知症の人とその家族、地域の住民、介護支援相談員などの専門職が集い、交流やリクリエーションなどを通じて、認知症についての知識の習得や情報交換を行なう場所です。国の定めた認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、全国で設置が進められています。



場 所	時 間	対象者	申し込み	主催・連絡先
はるのんカフェ (城町二丁目)	第3金曜日 10時～11時30分	認知症の人と家族	要	高齢者相談センター どりいむ (☎0848・61・4410)
くすのき・めぐみ苑 (城町三丁目)	第2木曜日 14時～15時30分	認知症の人 (疑いを含む)と家族	要	高齢者相談センター 三恵苑 (☎0848・63・6775)
三原市医師会病院西館 (宮浦一丁目)	第1金曜日 13時30分～15時30分	初期・軽度の認知症の 人と家族	要	高齢者相談センター 三原市医師会 (☎0848・63・7100)
梅菅園グループホーム 地域交流スペース (下北方一丁目)	第4木曜日 14時～15時30分	若年性認知症の 人と家族	不要	高齢者相談センター 大空 (☎0848・86・2450)
久井保健福祉センター (久井町和草)	第2火曜日 14時～16時	認知症の人と家族	不要	高齢者相談センター はーもにー (☎0847・32・5007)

※カフェによって内容が異なります。詳細は各高齢者相談センターへ問い合わせてください。

☎高齢者福祉課 ☎0848・67・6055

戦没者などの遺族に 特別弔慰金を 支給します

わが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などへ改めて弔意を表すため、遺族に対して特別弔慰金を支給します。

対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などの受給者がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人

- 1 弔慰金受給権者
※戦傷病者戦没者遺族等
援護法による弔慰金の受
給権を取得した人。
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母

②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡時における生計関係の有無などの要件により、順位が入れ替わります。

4 1から3以外の戦没者などの3親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期限 平成30年4月2日まで

請求窓口 社会福祉課、各支所地域振興課

☎社会福祉課

☎0848・67・6058



三原シティカレッジ(市民講座)を開講します **受講料 無料**

県立広島大学の教授などによる市民講座を開講します。お気軽にご参加ください。

申し込み 郵送、ファクスまたはEメールで①講座名②郵便番号・住所③名前(ふりがな)④職業(学年)⑤電話番号を県立広島大学三原キャンパスへ

※電話での申し込みはできません。

講座名・内容	講師	とき	定員	ところ
■ちょっと気になる子の理解と支援 ①子どもの発達の見つけ保育・子育てに生かす ②発達が気になる子どもとその保育者を応援する ③発達障害を持つ子どもの学校生活を支える ④子どもの不適応行動を理解する ⑤発達障害を持つ子の居場所:社会人としての生活に向けて	県立広島大学 教授 土田玲子さん 教授 林 優子さん 助教 山西葉子さん 助教 永吉美香さん 講師 堀江 真由美さん 他	①7月3日(金) ②8月7日(金) ③10月2日(金) ④11月6日(金) ⑤12月4日(金) 時間はいずれも 19時～21時	各200人	県立広島大学三原キャンパス
■癒し癒され元気に過ごそう! ①ストレス発散 笑う効果について ②アロマで癒そう 私の生活 ③アロマで癒そう 私の生活 その2 ④精神科看護師がお話するストレスと癒し	県立広島大学 准教授 井上 誠さん 准教授 宮本 奈美子さん 他	①7月25日(土) ②8月1日(土) ③8月8日(土) ④9月5日(土) 時間はいずれも 10時～12時	各30人 ※小学生から参加できます。	
■思春期・青年期を考える ①思春期・青少年について(概論) ②学校適応について ③家庭・地域～育つ基盤～ ④私たちに出来ること	県立広島大学 助教 永吉美香さん 他	①7月11日(土) ②8月1日(土) ③8月22日(土) ④9月12日(土) 時間はいずれも 13時30分～15時30分	各20人	
夏休み特別企画 ■高校生のためのプレママ・プレパパ教室 ①命の誕生を学びましょう 赤ちゃんについて学びましょう 育児疑似体験をしましょう ②赤ちゃんって? 育児って? 触れ合い体験をしましょう	県立広島大学 准教授 日高陵好さん 助手 伊藤良子さん スタッフ 滝口里美さん	①7月25日(土) ②7月26日(日) 時間はいずれも 9時45分～12時	各15人程度 ※高校生が対象。 ※筆記用具を持参し、動きやすい服装で参加してください。 ※申し込みは7月22日(水)まで。	
夏休み特別企画 ■オンリーワン工作～自由に楽しく作ろう～ ①作るものを考えよう ②作り始めよう ③続きを作ろう ④完成させよう ⑤発表しよう	県立広島大学 講師 高木雅之さん 准教授 古山千佳子さん	①7月27日(月) ②8月3日(月) ③8月10日(月) ④8月17日(月) ⑤8月24日(月) 時間はいずれも 10時～12時	各20人 ※幼児・小学生が対象。 ※保護者同伴可。 ※連続受講をお勧めします。	
夏休み特別企画 ■看護について見て・聞いて・体験しよう ・看護師ってどんなことをする人? ・看護の魅力って何だろう? ・看護師になりきってやってみよう!	県立広島大学 准教授 黒田 寿恵さん 助教 中垣和子さん 助教 永井庸央さん 助教 船橋真子さん	8月7日(金) 13時30分～16時30分	各30人 ※中学生が対象。 ※上履きを持参し、動きやすい服装で参加してください。	

県大キャンパスツアーを開催

地域との交流促進のため、県立広島大学の構内を巡るキャンパスツアーの参加者を募集します。

とき 20日(月・祝) 9時～12時

※食堂体験の希望者は13時まで。

内容 施設・実習室の見学、食堂体験(希望者)など

定員 40人(申し込み先着順)

※運転免許証などの身分証明証を用意してください。

参加費 無料

※食堂体験の希望者は200円が必要です。

申し込み 電話、ファクスまたはEメールで①名前

(ふりがな)②電話番号

③勤務先(学校)④食堂

体験希望の有無を県立

広島大学三原キャン

パスへ



☎県立広島大学三原キャンパス(〒723-0053 学園町1-1)

☎0848-60-1200 ☎0848-60-1134

✉mrenkei@pu-hiroshima.ac.jp



国保だより

国民健康保険は 加入者の皆さんで助け合う制度です

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。
皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など、保険給付の大切な財源となります。

●課税限度額が変わりました

今年度の国保税の税率は据え置きですが、課税限度額は税制改正により医療分と後期高齢者支援分を1万円ずつ、介護分を2万円の合計4万円引き上げ、表1のとおりとしました。

安定した国保財政の運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●軽減判定所得の基準を引き上げ

国保税の5割軽減について、被保険者数に乗ずる金額を24万5千円から26万円に、2割軽減について、被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円にそれぞれ改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。

表1 平成27年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳～64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.0%	2.6%	2.7%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額[加入者1人当たり]	23,600円	8,500円	9,500円
④平等割額[1世帯当たり]	23,200円	7,700円	6,600円
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※①～④の合計額が年間の国保税額となります。
※課税限度額とは税額の上限のことです。

●世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主に納税通知書を郵送します。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。届かない場合は、市民税課に問い合わせください。
第1期の納期限は今月31日(金)です。

●年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされます。
※次の場合は天引きされません。

- ・世帯主が国保加入者でない場合
- ・国保加入者である世帯主が、今年度中に75歳になる場合
- ・世帯主の年金の年額が18万円未満の場合
- ・介護保険料が年金天引きの対象でない場合

●国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

対象 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかが記載されている人
申請方法 雇用保険受給資格者証・保険証・印鑑を持って市民税課(市役所本庁2階)へ

●国保税の減免制度

次の人は、国保税が減免されます。
対象 災害や、65歳以上で事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人

※詳しくは市民税課へ問い合わせください。

国保税医療課(国民健康保険について)

☎0848・67・6050

市民税課(納税通知書・税額について)

☎0848・67・6031

税制収納課(納税について)

☎0848・67・6035

●新しい高齢受給者証を送付します

現在、交付している高齢受給者証の有効期限は今月末です。該当する人は、今月下旬に新しい受給者証を郵送します。

●更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課、または各支所地域振興課で手続きしてください。

用意する物 保険証、印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物（領収書、入院証明書など）を持参してください。

●納付が困難なときは相談を

誰でもやむを得ない事情は生じます。滞納のままにせず、早めに税制収納課へ相談してください。

後期高齢者医療だより

75歳以上の皆さんなどを対象とする医療制度

○被保険者証の更新

今月22日(水)以降に、新しい被保険者証(水色)を郵送します。8月から使用してください。

※紫色の被保険者証は、廃棄するか保険医療課へ返却してください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

市民税非課税世帯の人が受診する場合、医療機関に減額認定証を提示すれば食費や居住費、医療費の自己負担額が減額されます。

対象 市民税非課税世帯の人

手続き 被保険者証と印鑑を持って、保険医療課または各支所地域振興課へ
※手続きをした月の初日からの適用となります。

※今までに手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、8月からの減額認定証を被保険者証に同封して郵送します。

○平成27年度の保険料

年間の保険料は、均等割額と所得割

額の合計額です(表2)。

※年間保険料の上限額は57万円です。

○保険料額の決定通知について

ついて

今月中旬に保険料額決定通知書(納付書)を郵送します。納付は原則、年金からの天引きですが、できない場合は納付書か口座振替による支払いになります。天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

★不審な電話にご注意ください

市役所や公的機関の職員を名乗り、「医療費などを還付する」と言って、携帯電話で指示し、銀行や郵便局のATM

表2 平成27年度の保険料の算出方法

均等割額 44,032円	+	所得割額 (総所得額など-基礎控除33万円) ×所得割率8.43%	=	年間の保険料 (上限額57万円)
-----------------	---	---	---	---------------------

●ジェネリック医薬品について

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック(後発)医薬品があります。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、同じ有効成分で製造された医薬品です。先発医薬品に比べて一般的に低価格で販売されているため、薬代の負担も軽減されます。

ジェネリック医薬品への切り替えは、医師や薬剤師と十分に相談してください。

Mを操作させ、現金を振り込ませる詐欺が多発しています。還付手続きでATMを利用することはないので、注意してください。

●保険医療課(被保険者証・減額認定証について)

☎0848・67・60056

☎0848・67・60031

☎0848・67・60031

☎0848・67・60031

☎0848・67・60034

☎0848・67・60034



平成26年度 市民の声の集約結果

「市民の声」は皆さんの貴重な意見を市政に反映させていく提案・提言事業です。

昨年度に寄せられた市民の声の内容をお知らせします。

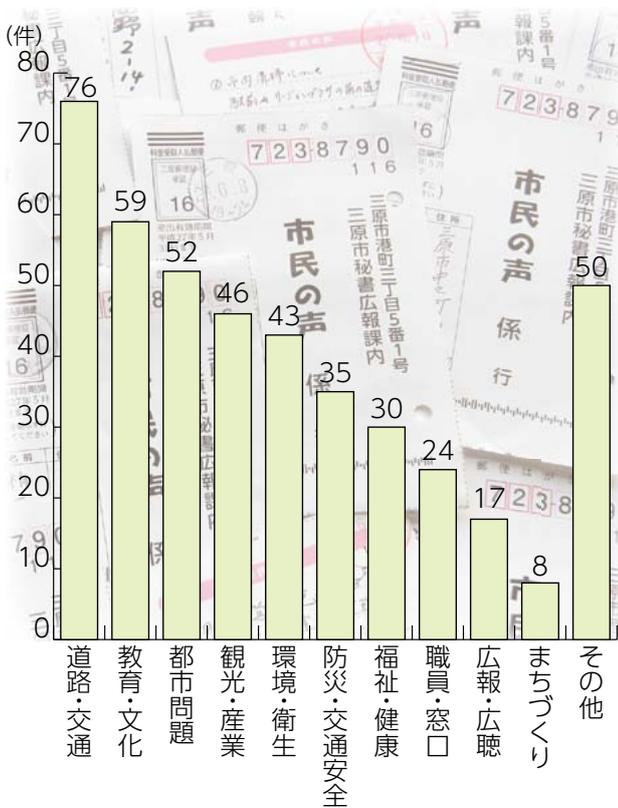
市民の声 440件

昨年度、皆さんから寄せられた市民の声は、415通440件でした。

声の内容

寄せられた声の分野別件数とその主なものは次のとおりです。(件数が多い順に掲載)

市民の声の分野別件数



● 道路・交通

- 道路の拡幅・改良について
- バスなどの交通について
- 道路の舗装・補修について

76件



▲老朽化した側溝ぶたを交換しました

● 教育・文化

- リージョンプラザの設備について
- 文化財について
- 学校給食について

59件

● 都市問題

- JR三原駅前の活性化について

52件

● 観光・産業

- 観光振興について
- 各種祭りについて

46件

● 環境・衛生

- ごみの出し方や分別について
- 動物の飼い方などについて
- ごみの収集について

43件

● 防災・交通安全

- カーブミラーなどの安全設備の設置について
- 街路灯などの管理・新設について

35件



▲交通量の多い三叉路にカーブミラーを設置

● 福祉・健康

- 高齢者対策について
- 児童クラブについて

30件

● 職員・窓口

- 窓口対応への苦情について

24件

● 広報・広聴

- 市民の声の回答について
- 広報誌について

17件

● まちづくり

- 公共施設などの跡地利用について

8件

● その他

- 市庁舎整備について

50件

市政に関する皆さんの意見や提案を寄せてください

総務広報課

〒723-8601 港町三丁目5番1号

☎0848・67・6007

FAX 0848・67・4984

✉ info@city.mihara.hiroshima.jp

創業したい人を応援します！みはら創業応援隊

創業トークセミナー **受講料無料**

と き 7月18日(土) 14時～16時
ところ 三原シティホテル(城町二丁目)
内 容 福山市で雑貨店「ダレン・アーモンド」と一級建築士事務所を経営する高本圭三さんによる、創業や繁盛店づくりについての講演

講 師 スード・エレメンタリー代表取締役
高本圭三さん

対 象 起業に興味がある人、将来起業したい人、経営革新・新事業展開などをめざす中小企業の経営者 など

定 員 30人(申し込み先着順)

申し込み 7月15日(水)までに、
ファクスかEメールで申込書(市・まちづくり三原ホームページに用意)を
まちづくり三原へ



▲高本圭三さん

創業支援講座 第1回講座(経営)

受講料無料

と き 8月1日(土) 14時～16時
ところ 株式会社まちづくり三原
内 容 創業に必要な知識や準備などについての講座

※今後開催する第2～4回講座も連続受講し、創業への理解が一定基準を満たした人には証明書を交付します。詳しくは市ホームページに掲載しています。

講 師 おかもと診断士事務所
岡本泰之さん

対 象 市内または近郊で創業を
めざす人、創業後1年以内の人

定 員 10人程度(申し込み先着順)

申し込み 7月25日(土)までに、ファクスかEメールで申込書(市・まちづくり三原ホームページに用意)をまちづくり三原へ



▲岡本泰之さん

☎まちづくり三原(〒723-0017港町一丁目2番26号渡辺ビル2階)
☎0848・63・5538 ☎0848・63・8338
✉ m-mihara@wing.ocn.ne.jp

人権講演会を開催します

受講料無料

人権文化センターで人権講演会を開催します。
※各講演とも希望者は直接会場へ。

本郷会場:本郷人権文化センター(本郷北三丁目)

と き 7日(火)13時30分～15時

演 題 人生90年時代ー変わる家族の絆と介護問題ー

講 師 春日 キスヨさん

定 員 50人(先着順)

※講演前にオカリナ教室受講生の皆さんによる演奏があります。

☎本郷人権文化センター
(☎0848・86・3333)



▲春日 キスヨさん

大和会場:大和人権文化センター(大和町下徳良)

と き 11日(土)13時30分～15時

演 題 「家族に迷惑かけたくない」と思いませんか?—介護される家族、介護する家族の姿が次世代に与える影響—

講 師 佛教大学講師 井藤 美由紀さん

定 員 50人(先着順)

☎大和人権文化センター(☎0847・33・1308)



▲井藤 美由紀さん

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

と き 28日(火)19時～20時30分

演 題 情報化社会の中の人権—あなたの戸籍は知らない間にとられて—

講 師 NPO法人ゆにばーさる理事
山下真澄さん

定 員 100人(先着順)

☎人権文化センター(☎0848・66・1111)



▲山下真澄さん